

松江市交通局WESTERポイント（チャージ専用）サービス要綱

（目的）

第1条 本要綱は、松江市交通局（以下「当局」といいます。）が定める利用登録手続きが完了した旅客に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR西」といいます。）の運営・提供するWESTERポイント（チャージ専用）サービスの当局における内容及び適用条件等に関する事項を定め、旅客の利用促進や円滑な利用を推進することを目的としています。

（適用範囲）

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この要綱の定めるところによります。

2 本要綱に定めのない事項については、法令及び「ICカード乗車券取扱要綱（以下「IC要綱」といいます。）」、JR西の「WESTERポイント（チャージ専用）サービス規約」「スマートICOCA会員規約」「J-WESTネット会員規約」等の定めるところによります。

（用語の定義）

第3条 本要綱における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「WESTERポイント（チャージ専用）」とは、本要綱に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2) 「ポイントチャージ」とは、WESTERポイント（チャージ専用）をICOCA乗車券にチャージすることをいいます。
- (3) 「利用月」とは月初日から月末日の1ヶ月間をいいます。
- (4) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

（利用登録）

第4条 利用者は、本要綱に同意のうえ、JR西指定のICOCA乗車券用の自動券売機によりICOCA乗車券に対して利用登録を行うことで、その利用月から本サービスの提供を受けることができます。

2 スマートICOCAは、カードの発行に伴い自動で利用登録が行われます。

3 J-WESTネット会員は、J-WESTネット会員規約に定めるID及びパスワードを使用して、「JRおでかけネット」からICOCA乗車券に対して利用登録を行うことができます。

（利用登録の無効・解除）

第5条 利用登録後、当該ICOCA乗車券に対して、最後にチャージもしくはポイントチャージを行った日の翌日から起算して25ヶ月間チャージもしくはポイントチャージが行われなかった場合は、利用登録が無効となり、ポイントチャージを除く本要綱に定めるサービスを受けることができません。

2 前項の規定にかかわらず、スマートICOCAの利用登録は無効になりません。

- 3 第1項により利用登録が無効になった場合であっても、前条第1項又は第3項の取扱いにより、再度、利用登録を行うことができます。この場合、利用登録が無効となった時点で付与されていたWESTERポイント（チャージ専用）の残高と同一のWESTERポイント（チャージ専用）が付与されます。
- 4 ICoca乗車券を払いもどした場合は、利用登録が解除され、本要綱に定める一切のサービスを受けることができません。
- 5 小児用ICocaの有効期間が過ぎた場合は、利用登録が解除され、本要綱に定める一切のサービスを受けることができません。
- 6 IC要綱第23条及び第35条の定めによりICoca乗車券を無効として回収した場合、又はスマートICoca会員規約の定めによりスマートICocaの無効登録を行った場合は、利用登録が解除され、本要綱に定める一切のサービスを受けることができません。

（WESTERポイント（チャージ専用）の付与）

第6条 IC要綱第7条第1項に定める利用エリアにおけるIC要綱第20条又は第32条に定めるICoca乗車券のSFの利用月の使用に対し、次条に定める算定方法に基づいてWESTERポイント（チャージ専用）を付与します。

- 2 第1項により付与されるWESTERポイント（チャージ専用）は、利用月の翌月末日頃に一括して付与されます。
- 3 前項の定めにかかわらず、当局の運営上の都合により、WESTERポイント（チャージ専用）の付与日は変更となる場合があります。
- 4 前3項の定めにかかわらず、IC要綱の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備の障害の発生等により、やむを得ずICoca乗車券を利用できない場合には、WESTERポイント（チャージ専用）は付与されません。

（ポイントの適用条件）

第7条 前条第1項に定める付与条件において、利用月中のSF利用額の総額の1%分をWESTERポイント（チャージ専用）として付与する。なお、小数点以下は切り捨てして付与する。

（WESTERポイント（チャージ専用）の効力）

第8条 ICoca乗車券を払いもどした場合は、当該カードのWESTERポイント（チャージ専用）は全て無効となります。

（WESTERポイント（チャージ専用）の確認）

第9条 利用者は、JR西指定のICoca乗車券用の自動券売機により、前月から過去6ヶ月の間に付与されたWESTERポイント（チャージ専用）及び第6条第1項に定めるWESTERポイント（チャージ専用）の付与対象となった利用履歴を利用月分の合計を印字し、確認することができます。

- 2 スマート I C O C A は、J - W E S T ネット会員規約に定める I D 及びパスワードを使用して、「J R おでかけネット」から前月から過去 6 ヶ月の間に付与された W E S T E R ポイント（チャージ専用）及び第 6 条第 1 項に定める W E S T E R ポイント（チャージ専用）の付与対象となった利用月分の合計を確認することができます。

（W E S T E R ポイント（チャージ専用）のチャージ）

第 1 0 条 利用者は、第 6 条の定めにより付与された W E S T E R ポイント（チャージ専用）を当局の I C 定期券販売窓口及び J R 西の I C O C A 乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機でポイントチャージすることができます。

- 2 W E S T E R ポイント（チャージ専用）は、1 ポイント 1 円として換算します。
- 3 ポイントチャージする場合は、一部の機器を除き、付与されている W E S T E R ポイント（チャージ専用）の残高が 10 ポイント単位で全てチャージされます。
- 4 前項の定めにかかわらず、1 枚あたりの S F の残額が 20,000 円を超えるポイントチャージはできません。
- 5 W E S T E R ポイント（チャージ専用）は、現金と交換することはできません。
- 6 W E S T E R ポイント（チャージ専用）は、別の I C O C A 乗車券にチャージすることはできません。
- 7 一度ポイントチャージした W E S T E R ポイント（チャージ専用）は、再び W E S T E R ポイント（チャージ専用）に戻すことはできません。
- 8 ポイントチャージ後の S F の取扱いについては、I C 要綱に従うものとします。

（W E S T E R ポイント（チャージ専用）の残高及び利用情報の引継）

第 1 1 条 I C O C A 乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行の場合は、当該 I C O C A 乗車券の利用登録、W E S T E R ポイント（チャージ専用）の残高及び W E S T E R ポイント（チャージ専用）の付与履歴を新たな I C O C A 乗車券へ引き継ぎます。

- 2 前項の規定にかかわらず、当局のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりカードを交換する必要があると当局が判断した場合は、交換前の I C O C A 乗車券の利用登録及び W E S T E R ポイント（チャージ専用）の残高を新たな I C O C A 乗車券へ引き継ぐことがあります。

（W E S T E R ポイント（チャージ専用）の訂正）

第 1 2 条 当局は次の場合に、利用者が保有する W E S T E R ポイント（チャージ専用）を訂正することができるものとします。

- (1) 当局が誤って W E S T E R ポイント（チャージ専用）を付与した場合
- (2) その他、当局が W E S T E R ポイント（チャージ専用）を訂正することが適切であると判断した場合

（W E S T E R ポイント（チャージ専用）の不正入手）

第 1 3 条 本要綱に定める以外の方法で不正に W E S T E R ポイント（チャージ専用）を入手

した場合は、IC要綱第23条及び第35条の定めにより、当該ICOCA乗車券を無効として回収します。この場合、保有するWESTERポイント（チャージ専用）は無効となります。

（WESTERポイント（チャージ専用）サービスの制限又は停止）

第14条 当局は、IC要綱の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当局はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当局の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

（免責事項）

第15条 ICOCA乗車券の紛失・盗難等により、第三者がWESTERポイント（チャージ専用）を不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当局はその責めを負いません。

2 その他、当局の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当局はその責めを負いません。

（規約の変更）

第16条 当局は、民法548条の4の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合には、本要綱を変更することができるものとします。

(1) 本要綱の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合

(2) 本要綱の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本要綱を変更する場合、当局はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の要綱の効力発生時期を周知するものとします。また、当局はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の少なくとも1ヶ月前に事前周知を行うものとします。

附則 この要綱は、令和3年5月29日から施行します。

附則 この要綱は、令和5年3月7日から施行します。